# ソーシャルワークと法の関係に関する日英比較 -Social Work Law におけるソーシャルワーカーの倫理・資格・役割-

○ 神奈川県立保健福祉大学 西村 淳(008654)

キーワード:ソーシャルワーカー、イギリス、倫理

## 1. 研究目的

わが国においては、増加する児童虐待や生活困窮者への対応、地域包括ケアシステムの構築の必要性などから、専門職としてのソーシャルワーカーの役割が改めて問われている。一方、専門職としてのソーシャルワーカーの長い歴史をもつイギリスでは、児童虐待事件においてソーシャルワーカーの法遵守のあり方について厳しい批判がなされてきたことや、コミュニティケアに向けての抜本的な制度改正でソーシャルワーカーの役割が大きく変わったことを受けて、その法的役割について国民的な議論がなされ、Social Work Law という学問分野が確立しつつある。

本研究は、ソーシャルワークと法の関係における日英比較を行うことによって、わが国におけるソーシャルワーカーの法的役割のあり方に新たな視点を導入することを目的とするものである。

### 2. 研究の視点および方法

本研究は、ソーシャルワークと法の関係という視点に立ち、イギリスの Social Work Law 及び日本の関連文献調査を中心とし、イギリス・ゲーツヘッド市と横須賀市における実地調査で補完することにより、①両国のソーシャルワーク教育や実践者の倫理として、法的知識・価値・手続遵守等がどの程度求められているか、②両国のソーシャルワーカーの資格法制はどのようになっているか、③両国の社会福祉法制においてソーシャルワーカーはどのような役割を果たすことになっているか、について調査を行った上で、両国のソーシャルワーカーの法的役割のあり方を比較する、という方法をとった。

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針に従い、文献調査においては、引用・参考文献を明記した。また、地域や外国でのヒアリングにあたっては、対象者のプライバシーを遵守し、得られた回答は研究目的以外に使用しないようにし、データの集計や分析・研究成果の発表に際しては、個人が特定されないように十分配慮した。

## 4. 研究結果

まず、ソーシャルワーク教育における法教育に関し、両国のソーシャルワーカーが法に基づく実践を重要であると考えているものの、法の知識や手続等について苦手意識を持っていることがわかった。このような状況の中で、日本においては、ソーシャルワーカーの倫理指針などで人権への配慮の重要性などを強調しているが、法に基づく実践への取り組みは十分認識されているとはいえない。一方、イギリスにおいては、ソーシャルワーカーへの批判や制度的な役割変更を経て、法的実践とソーシャルワーク実践の違いが認識されたうえで、法手続きを知ること、資格や権限を知ること、利用者の法的問題を理解することなどが重要であるとされ、ソーシャルワーク教育訓練や行動基準に盛り込まれるようになっていることが確認された。

また、ソーシャルワーカーの資格法制に関し、日本においては、指定校卒業後の社会福祉士国家試験合格と登録を専門性確保の主要ルートとし、卒後教育については社会福祉士会などの団体や自主的な学びに委ねている。一方、イギリスにおいては、資格法は有しないものの、認定されたコースの修了と登録機関による登録によりソーシャルワーカーの資格を取得するとされているほか、職業基準において職能判定がなされる仕組みが機能していることが確認できた。

さらに、ソーシャルワーカーの制度上の役割については、日本では社会福祉士の多くは 民間事業者に勤務する一方、生活保護行政などに携わる公務員としての職場が増えている のは最近の動向であるのに対し、イギリスの社会福祉法制においては、所得保障は国家機 関で行われていることと、サービスの提供の仕組みが行政による直接提供または民間から の購入を主にしていることから、専門職としてのソーシャルワーカーはそのほとんどが自 治体の公務員であり、所得保障部門や民間にはほとんどいないため、ソーシャルワークが 行政による給付権限と強く結びついているなど、両国における専門職ソーシャルワーカー の役割は大きく異なっていることがわかった。

### 5. 考察

日英両国のソーシャルワーカーの資格制度や制度上の役割は大きく異なっている。しかしながら、わが国においても、児童虐待、生活困窮者、地域包括ケアなどさまざまな場面で法的実践との関わりが大きくなっている現状を考えると、イギリスの Social Work Lawにおける考え方も参考にして、ソーシャルワーカーの行う法的実践とソーシャルワーク実践の共通点と相違点を認識した上で、関係職種との協働と枠割分担のあり方を考えていく必要がある。また、両国の制度比較を踏まえつつ、わが国においても卒後・現任の教育訓練を充実していくことや、基準に沿った給付手続きと利用者に寄り添った支援をバランスをとりながら進めていくことの重要性について十分認識していく必要がある。